



宮 崎 県 公 報

平成23年3月24日(木曜日) 第 2270 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更(4件).....(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(2件).....(") 2	
○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示.....(都市計画課) 2	
○都道府県指定登録機関の指定.....(建築住宅課) 3	
○宮崎県証紙売りさばき人の指定.....(会計課) 3	

公 告	頁
○大規模小売店舗の変更に関する届出(3件)....(商業支援課) 4	
公安委員会公告	
○検定合格者審査の実施について..... 5	
監査委員公告	
○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表..... 6	
海区漁業調整委員会指示	
○漁業法に基づく指示(2件)..... 8	

告 示

宮崎県告示第 196号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年3月24日から平成23年4月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 218号	延岡市岡富町 708番 2 地先から同市同町 715 番 2 地先まで	旧	25.9 ~ 43.0	81.6
				新	25.9 ~ 33.3	81.6

宮崎県告示第 197号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年3月24日から平成23年4月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
39	県道	西都南	東臼杵郡美	旧	5.8 ~	355.3

路線	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
郷線	13.0	
郷町南郷区上渡川字橋野原3038番 1 地先から同郡同町同区上渡川同字2973番 1 地先まで	新 7.6 ~ 22.7	355.3

宮崎県告示第 198号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年3月24日から平成23年4月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
40	県道	都農綾線	児湯郡川南町大字川南字前ノ田 15027番 3 地先から同郡同町同大字同字 15006 番13地先まで	旧	10.3 ~ 10.5	170.0
				新	14.5 ~ 15.2	166.0

宮崎県告示第 199号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年3月24日から平成23年4月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字七 郎ヶ平7198 番5地先か ら同郡同町 同区宇納間 同字7198番 5地先まで	旧	7.5～ 14.7	52.2
				新	12.5～ 26.0	52.2

宮崎県告示第 200号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年3月24日から平成23年4月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 上渡川字橋 野原3038番 1地先から 同郡同町同 区上渡川同 字2973番1 地先まで	平成23年3月25日

宮崎県告示第 201号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年3月24日から平成23年4月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字七 郎ヶ平7198 番5地先か ら同郡同町 同区宇納間 同字7198番 5地先まで	平成23年3月25日

宮崎県告示第 202号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。					5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。						
(1) [略]					(1) [略]						
(2) 一般国道					(2) 一般国道						
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]						[略]					
国道 2	[略]					国道 2	[略]				

19号	杉安橋 (西都市大字穂北地内)	御船橋 (西都市大字調殿地内)	[略]		
	県道宮崎佐土原西都自転車道線との交点 (西都市大字右松地内)	西都市と宮崎市との境界	100メートル	用途地域等を除く区域	第3種禁止地域等
国道219号 (園元バイパス)	現道との交点 (西都市大字右松地内)	県道荒武新富線との交点 (西都市大字岡富地内)	100メートル	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等
[略]					
(3) 主要地方道					
路線名	区 間		距離	区域の限定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
県道荒武新富線	新富町大字上富田字屋敷74番2地先	国道219号との交点 (西都市大字岡富地内)	[略]		
[略]					
(4) [略]					
(5) その他の道路					
路線名	区 間		距離	区域の限定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
小林市道麓大王谷線	[略]		[略]		
[略]					
(6) [略]					

19号	杉安橋 (西都市大字穂北地内)	西都市道西都佐土原線との交点 (西都市新町2丁目15番地先)	[略]		
	西都市道西都佐土原線との交点 (西都市大字右松地内)	西都市と宮崎市との境界	100メートル	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等
[略]					
(3) 主要地方道					
路線名	区 間		距離	区域の限定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
県道荒武新富線	新富町大字上富田字屋敷74番2地先	西都市道西都佐土原線との交点 (西都市大字岡富地内)	[略]		
[略]					
(4) [略]					
(5) その他の道路					
路線名	区 間		距離	区域の限定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
小林市道麓大王谷線	[略]		[略]		
西都市道西都佐土原線	県道宮崎佐土原西都自転車道線との交点 (西都市大字右松地内)	東九州自動車道との交点 (西都市大字黒生野地内)	100メートル	用途地域等を除く区域	第3種禁止地域等
[略]					
(6) [略]					

宮崎県告示第 203号

建築士法 (昭和25年法律第 202号) 第10条の20第1項の規定により、都道府県指定登録機関を指定したので、同条第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により公示する。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都道府県指定登録機関の名称及び住所
社団法人宮崎県建築士会
宮崎県宮崎市別府町2番12号
- 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
宮崎県宮崎市別府町2番12号

3 二級建築士等登録事務の開始の日

平成23年4月1日

宮崎県告示第 204号

宮崎県収入証紙条例 (昭和39年宮崎県条例第34号) 第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
都城市姫城町6の21	ミゾグチ商事 代表 溝	平成23年3

都城市役所内売店	口 貴紀	月14日
----------	------	------

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大塚中央店
宮崎市大塚町京園3114-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
兒玉雅亘
宮崎市大塚町京園3143番地
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) マルショク大塚店
(変更後) ダイレックス大塚中央店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社マルショク 代表取締役 菊池俊勝
大分県大分市東春日町13番11号
株式会社みやこ食品 代表取締役 三反田久男
宮崎市大坪西一丁目1番57号
有限会社魚力商店 代表取締役 宗形恒男
宮崎市江南四丁目22番3号
東洋食品株式会社 代表取締役 岡野正則
福岡県北九州市門司区黄金町6番28号
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更年月日
平成23年3月24日
- 5 変更理由
 - (1) テナント入れ替えに伴い、店舗名称を変更するため
 - (2) テナント入れ替えによるため
- 6 届出年月日
平成23年3月7日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成23年3月24日から平成23年7月25日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年3月24日から平成23年7月25日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス都原店・衣料のハゼヤマ都原店
都城市南横市町4218番地 外11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山秋治
都城市都原町4283番地
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) サンクスジャパン株式会社 代表取締役 西直樹
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山秋治
都城市蓑原町2980番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山秋治
都城市都原町4283番地
 - (2) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ダイレックス南横市店・衣料のハゼヤマ都原店
(変更後) ダイレックス都原店・衣料のハゼヤマ都原店
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) サンクスジャパン株式会社 代表取締役 西直樹
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山秋治
都城市蓑原町2980番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山秋治
都城市都原町4283番地
- 4 変更した年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成12年11月1日（株式会社ハゼヤマの本社移転）
平成20年6月21日（ダイレックス株式会社を存続会社、サンクスジャパンを消滅会社とする吸収合併の実施に伴う代表者交代）

- (2) 大規模小売店舗の名称
平成18年7月21日

5 変更した理由

設置者の名称変更及び代表者交替並びに住所移転、店舗名称が決定したため

6 届出年月日

平成23年3月7日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年3月24日から平成23年7月25日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年3月24日から平成23年7月25日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス都原店・衣料のハゼヤマ都原店
都城市南横市町4218番地 外11筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 大嶋秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山秋治
都城市都原町4283番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ダイレックス株式会社 (変更前) 午前10時
(変更後) 午前9時
株式会社ハゼヤマ (変更無) 午前10時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後10時30分

(変更後) 午前8時30分～午後10時30分

4 変更する年月日

平成23年3月8日

5 変更する理由

営業施策のため

6 届出年月日

平成23年3月7日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年3月24日から平成23年7月25日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年3月24日から平成23年7月25日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第3号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する、旧法第11条の2の規定による検定合格者（以下「旧検定合格者」という。）に対する審査（学科試験及び実技試験を受検する者に限る。以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成23年3月24日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

1 審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務に係る1級の審査

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する空港保安警備に係る1級の検定に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する空港保安警備に係る2級の検定に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る1級の検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の審査

旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る2級の検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の審査

旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る1級の検

- 定に合格した者
- (6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の審査
旧規則第 1 条第 1 項に規定する交通誘導警備に係る 2 級の検定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の審査
旧規則第 1 条第 1 項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る 1 級の検定に合格した者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の審査
旧規則第 1 条第 1 項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る 2 級の検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備に係る 1 級の審査
旧規則第 1 条第 1 項に規定する貴重品運搬警備に係る 1 級の検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備に係る 2 級の審査
旧規則第 1 条第 1 項に規定する貴重品運搬警備に係る 2 級の検定に合格した者
- 2 審査の対象者
旧検定合格者のうち、次に掲げる者以外の者
- (1) 検定規則施行日(平成17年11月21日)において、現に、旧検定に係る業務に継続して1年以上従事していた者
- (2) 検定規則施行日において、現に、旧検定に係る警備業務についての指定講習の講師として1年以上従事していた者
- 3 審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	平成23年 6 月27日(月)午前 9 時30分から

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までに済ませること。

- 4 審査の場所
宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター
- 5 審査の実施要領
- (1) 審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。
学科試験は、5 枝択一式の筆記試験により行う。
- (2) 1 級の審査の科目及び内容
- ア 学科試験
- (ア) 科目
- 警備業務に関する基本的な事項
 - 法令に関すること。
 - 警備業務の実施に関すること。
 - 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数 10問
- イ 実技試験
- (ア) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施
- (3) 2 級の審査の科目及び内容
- ア 学科試験

- (ア) 科目
- 警備業務に関する基本的な事項
 - 法令に関すること。
 - 警備業務の実施に関すること。
 - 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数 10問

イ 実技試験

- (ア) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

6 審査申請書の提出方法

- (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	平成23年 5 月16日(月)から 5 月25日(水)までの午前 9 時から午後 5 時までの間

- (3) 提出方法
提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

- (1) 審査申請書 1 通
- (2) 旧検定合格証の写し 1 枚
- (3) 写真 1 葉 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (4) 次のいずれかの書面 (宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。)
- 県内居住者であることを疎明する書面
 - 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県証紙を審査申請書に貼付して提出すること。
審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

監査委員公告

平成22年 4 月 8 日付けで公表した平成21年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 252条の38第 6 項の規定によ

り、次のとおり公表する。

平成23年3月24日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎
宮崎県監査委員 井 上 紀代子

1 包括外部監査の特定事件

指定管理者制度の運用状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

(1) こども家庭課

ア 宮崎県青島青少年自然の家（宮崎県青島少年自然の家）、
宮崎県むかばき青少年自然の家（宮崎県むかばき少年自然の
家）、宮崎県御池青少年自然の家（宮崎県御池少年自然の家
）

【監査の結果】

モニタリングについて

モニタリングについては、事前に審査のためのチェックリス
トを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものとする
。

【講じた措置】

モニタリングについて

業務報告書及び実地調査のチェックリストを作成し、チェッ
クリストに基づき審査を行った。また、審査の結果を整理保管
している。

(2) 港湾課

ア 宮崎県サンビーチーツ葉、宮崎港マリナ施設

【監査の結果】

① 備品及び施設の管理について

備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのな
いようにしなければならない。

② 業務報告書の提出、訂正、審査について

審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、
業務報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調書と
して作成、保管する必要がある。

③ 事業報告書の提出、訂正、審査について

審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、
事業報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調書と
して作成、保管する必要がある。

④ 収支決算報告書に係る管理状況について

審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、
収支決算報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調
書として作成、保管する必要がある。

⑤ 決算書等報告の審査について

法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変
化している項目がないか等を確認するために審査表を作成し
チェックすることが必要である。

⑥ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的
に実施することも必要と思われる。

⑦ 地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリング

について

できる限り、別途第三者による評価委員会等によるモニタ
リングを受けることが望ましい。

⑧ 引継書について

前管理受託者の責めに帰すべき要因によるトラブル発生時
の責任分担等については、両者及び所管課で文書で残して明
確にしておく必要がある。

【講じた措置】

① 備品及び施設の管理について

備品の現物実査実施要領を作成し、現物確認を定期的に行
うこととした。

② 業務報告書の提出、訂正、審査について

業務報告書の審査チェックリストを作成し、審査を行うと
ともに審査の結果を明確にするため、審査調書として作成、
保管することとした。

③ 事業報告書の提出、訂正、審査について

事業報告書の審査チェックリストを作成し、審査を行うと
ともに審査の結果を明確にするため、審査調書として作成、
保管することとした。

④ 収支決算報告書に係る管理状況について

収支決算報告書の審査チェックリストを作成し、審査を行
うとともに審査の結果を明確にするため、審査調書として作
成、保管することとした。

⑤ 決算書等報告の審査について

決算書等報告書の審査チェックリストを作成し、審査を行
うとともに審査の結果を明確にするため、審査調書として作
成、保管することとした。

⑥ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

毎月提出される業務報告書に、利用者からの苦情や要望へ
の対応状況を記載することとし、所管事務所が確認すること
とした。

⑦ 地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリング
について

別途第三者による評価委員会等によるモニタリングについ
ては、モニタリングのあり方等について、検討することとし
た。

⑧ 引継書について

次期指定管理者の更新に当たっては、引継書を文書で残す
よう指導することとした。

(2) 都市計画課

ア 県立青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園

【監査の結果】

決算書等報告の審査について

法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化
している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェ
ックすることが必要である。

【講じた措置】

決算書等報告の審査について

法人の経営状態等を示す指標、項目などを選定し、これまで
の各年度ごとの状況を一覧にまとめ、法人決算の状況変化をチ

チェックすることとした。

イ 県立平和台公園、宮崎県総合文化公園

【監査の結果】

決算書等報告の審査について
法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要である。

【講じた措置】

決算書等報告の審査について
法人の経営状態等を示す指標、項目などを選定し、これまでの各年度ごとの状況を一覧にまとめ、法人決算の状況変化をチェックすることとした。

ウ 県立阿波岐原森林公園

【監査の結果】

決算書等報告の審査について
法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要である。

【講じた措置】

決算書等報告の審査について
法人の経営状態等を示す指標、項目などを選定し、これまでの各年度ごとの状況を一覧にまとめ、法人決算の状況変化をチェックすることとした。

エ 特別史跡公園西都原古墳群

【監査の結果】

決算書等報告の審査について
法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要である。

【講じた措置】

決算書等報告の審査について
法人の経営状態等を示す指標、項目などを選定し、これまでの各年度ごとの状況を一覧にまとめ、法人決算の状況変化をチェックすることとした。

海区漁業調整委員会指示

宮漁調委指示第93号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成23年 3 月24日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎県串間市地先海面の養殖場の区第42号及び区第43号の区域において、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

1 禁止区域

(1) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島地先の区第42号の区域

ア 基点第 149号から 147度16分 1,147メートルの点

イ 基点第 149号から 175度26分 1,450メートルの点

ウ 基点第 149号から 191度59分 1,100メートルの点

エ 基点第 149号から 200度16分 1,406メートルの点

オ 基点第 149号から 215度38分 1,282メートルの点

カ 基点第 149号から 176度49分 324メートルの点

基点第 149号の位置は次のとおり

基点第 149号 串間市大字南方金谷に設置した標柱（日本測地系：北緯31度26分20.771秒、東経 131度13分

1.956秒、世界測地系：北緯31度26分33.440秒

、東経 131度12分53.570秒）

(2) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島沖合の区第43号の区域

ア 基点第 150号から 272度30分 2,537メートルの点

イ 基点第 150号から 255度30分 3,494メートルの点

ウ 基点第 150号から 236度10分 2,976メートルの点

エ 基点第 150号から 243度43分 2,030メートルの点

オ 基点第 150号から 251度 3 分 2,165メートルの点

カ 基点第 150号から 255度33分 1,912メートルの点

基点第 150号の位置は次のとおり

基点第 150号 串間市大字崎田防波堤に設置した標鋳（日本測地系：北緯31度24分50.084秒、東経 131度14

分29.328秒、世界測地系：北緯31度25分 2.760

秒、東経 131度14分20.940秒）

2 禁止期間

平成23年 4 月 1 日から平成25年 8 月31日まで

宮漁調委指示第94号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、かさが延縄漁業の漁獲量の上限について、次のとおり指示する。

平成23年 3 月24日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

1 共同漁業権内でカサゴを主漁獲物とする延縄漁業（以下「かさが延縄漁業」という。）が年間に採捕できるカサゴの漁獲量の上限は、操業区域毎にそれぞれ下表のとおりとする。

操業区域	漁獲可能量
共同漁業権第 1号から第 9号内	5.8トン
共同漁業権第 9号から第12号内	1.3トン
共同漁業権第13号及び第14号内	2.6トン
共同漁業権第14号から第18号内	2.2トン

2 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、1に定めるカサゴの漁獲量の上限の 8 割に達した場合には、毎日の漁獲実績の報告の提出を命じることができるものとする。

- 3 かさご延縄漁業の承認を受けた者は、1の漁獲量の上限に達したとして、委員会が通知したときは、当該漁業の操業を停止するものとする。
- 4 この指示の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

--	--